

報道機関各位

文化財課 文化財係

## タイトル

令和8年度地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等）」の募集について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	令和8年度地域文化財総合活用推進事業 （地域伝統行事・民俗芸能等）」の募集
日時	応募締切 12月19日
場所・住所	—
趣旨・目的（PRしたいこと）	<p>地域の伝統行事や民俗芸能は、その地域に暮らす人々の心のよりどころであり、またコミュニティの繋がりを維持する上で、重要なものでありますが、過疎化や少子高齢化等の社会状況を背景として継承が困難となっています。</p> <p>本事業はこうした状況を踏まえ、用具の修理・後継者育成など、地域の伝統行事・民俗芸能等の基盤整備の取組に対して、文化庁が支援するものです。</p> <p>赤穂市では、上記事業を計画する団体等を募集いたします。</p> <p>詳細は別紙をご参照ください。</p>
問い合わせ先	部課係名：教育委員会文化財課文化財係 担当者名：荒木 電話：0791-43-6962 内線（ 2326 ） FAX：0791-43-6895

○添付資料（・無） ○ホームページへの掲載（・無） ○議会報告（有・）

## 「令和8年度地域文化財総合活用推進事業 (地域伝統行事・民俗芸能等)」募集案内

地域の伝統行事や民俗芸能は、その地域に暮らす人々の心のよりどころであり、またコミュニティの繋がりを維持する上で、重要なものではありますが、過疎化や少子高齢化等の社会状況を背景として継承が困難となっています。こうした状況を踏まえ、用具の修理・後継者育成など、地域の伝統行事・民俗芸能等の基盤整備の取組に対して、文化庁が支援するものです。

赤穂市では、上記事業を計画する団体等を募集いたしております。希望される方は、下記までお問い合わせください。

### ◆ 補助対象となる事業の内容及び具体例 ◆

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した下記のような取組が対象となります（概ね戦前に始まった伝統行事等に関する事業が補助対象となります）

#### (1) 用具等整備事業

【代表的な取組例】・地域の民俗芸能や伝統行事に用いる用具等を修理、新調し、修理現場の公開や、後継者養成も行う取組

#### (2) 後継者養成事業

【代表的な取組例】・地域の伝統行事保存会における会員等の練習  
・伝統行事等の継承に必要な原材料の生産者養成等のための取組

#### (3) 記録作成・情報整備事業

【代表的な取組例】・伝統行事等の継承に用いるための記録映像の作成  
・伝統行事等開催当日のオンライン配信等の取組  
・鉾、山車、地車等の組立て方法を後世に伝えるための記録映像や報告書の作成

※それぞれの事業詳細や補助対象条件は別途「募集案内」を熟覧してください。

これらの事業を計画し、実施する取組みに対して、文化庁での審査を経て採択されれば補助金が交付されます。ただし、事業内容ごとに補助額の上限が定められているとともに、今後の国の予算成立状況により補助率(85%)の引き下げ等がある場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

### ◆ 助成の対象となる事業期間 ◆

令和8年4月以降（予定）から令和9年3月31日までの間

### ◆ 応募期日 ◆

令和7年12月19日（金）まで（赤穂市教育委員会文化財課 必着）

### ◆ 問い合わせ先 ◆

赤穂市教育委員会 文化財課文化財係(TEL : 43-6962 FAX : 43-6895)

※ 対象となる事業及び経費等の詳細、要望書様式等の関係資料につきましては、文化庁のホームページの該当箇所をご覧ください。

【文化庁ホームページ】

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki\\_kasseika/r08\\_sogokatsuyo/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/r08_sogokatsuyo/)

(該当事業は地域伝統行事・民俗芸能等)

